フランスの水道管理事情~首都圏の状況~(概要版)1

パリ事務所

はじめに

日本の水道事業は、原則として、市町村(地方公営企業)が運営することになっています。 平成 13 年の水道法改正により、民間企業への事業委託も可能になりましたが、事業を包括 的に委託する事例はほとんどないようです。

一方、フランスでは、水道事業の運営主体は日本と同じ基礎自治体(コミューン)ですが、 その運営の大半は、包括的に民間企業に委託されています。²

パリ市を除く首都圏(イル・ド・フランス州)では、イル・ド・フランス水道組合(通称 SEDIF)³が 1923 年から水道事業を実施していますが、事業の運営については、設立当初 から民間企業(ヴェオリア社⁴(以下「ヴ社」)に委託されてきました。フランスでは、パリ 市のように水道事業の民間委託を取りやめ、再公営化を図るような事例も生じていますが、 SEDIF は、民間委託の継続(包括管理委託契約)を選択しました⁵。

今回、当事務所の活動支援の一環で、埼玉県川口市が SEDIF に対して行ったインタビュー調査に同行する機会を得ましたので、その様子をご紹介させていただきます。

インタビュー調査に対応いただいたのは、SEDIF のフィリップ・ヌッスマン事務総長です。

インタビュー内容~「民間委託以外の選択肢は考えなかった」~

Q SEDIF が直営ではなく民間委託を継続することを決めた理由は?

A SEDIF は設立以来、ヴ社と管理契約を結んできたが、同社はこれまで満足いく仕事をしてきたため、管理方法の変更という選択肢は考えなかった。逆に、世界的な水メジャーの一つであるヴ社の世界に認められた高い技術力を活用しない手はないと考えた。

パリ市の再公営化の動きを受けて、内部でも直営にしてはとの意見があったが、SEDIFとパリ市では置かれている環境(地理的条件や契約世帯数等)が全く違っているため両者を単純比較できないことを、時間をかけて説明してきた結果、SEDIFの議決機関である総会(総会議員は、各コミューンから選ばれたコミューン議会の議員が就任)では過半数が民間委託の継続に票を投じた。



イル・ド・フランス水道組合(SEDIF)の 給水エリア(画面中央の白抜き部分がパリ市)

¹ 本稿は CLAIR メールマガジン用に編集した概要版です。詳細版については、クレアパリのウェブサイトに掲載していますので、そちらをご覧ください。(http://www.clairparis.org/img/pdf/new/2011/20110203 France no Suido Jigyo.pdf)

² 2008 年時点でフランスの<u>上水道の 71%、下水道の 55%</u>が民間委託されています。

³ パリ市を除く首都圏内の 142 コミューン(人口約 400 万人)で構成されたフランス最大の水道組合。

⁴ 水メジャーと呼ばれる世界3大企業のうちの一つ。

⁵ 浄水、給水、料金徴収、施設の維持管理等を一括してヴェオリア社に委託するもので、新規契約の主な内容は以下のとおりです。 委託 期間:2011年1月1日から12年間、 契約額:37億ユーロ(およそ4,440億円)、 上水道料金の値下げ(平均単価1.65ユーロ 1.48 ユーロ)、 新たな管理方法の導入(配水履歴の追跡調査が可能なシステムの導入等)、 SEDIF の投資負担割合の増(69% 80%)

Q 水道料金の決定権はどこにあるのか。また設備投資はヴ社が行うのか。

A 水道料金の決定権はコミューン(SEDIF)側にある。また、設備投資については、その 8割を SEDIF が、残りの2割をヴ社が行う契約になっている。浄水場や管路の日常メンテ ナンスはヴ社が行うが、管路の更新等の大きな設備投資については、我々SEDIF が戦略的に 検討し、実施している。その効果もあって、SEDIFの有収率⁶は85%と、フランスの平均値 (75~80%)をはるかに上回る高い値となっている。

Q ヴ社が圧倒的にノウハウを持っている中で、SEDIF 側の技術力や監督能力の維持・向上 のために、どんなことを行っているのか。

A 以前は確かに民間の方が優れた人材が多かったが、今では、SEDIF の技術職員はみな、 げ社の職員と同じ学校で学んだ人材である。また、採用後も研修制度により、国際的なレベ ルでの技術力の維持、向上に努めており、ヴ社の事業実施内容について、十分なコントロー ルが可能である。

Q 日本では、国の公務員改革により公務員数が減少している。SEDIFの状況はどうか。

A SEDIF の職員は 1998 年時点で 33 人だったが、最近では投資に関するコミューン側 の権限が拡大するとともに、企業のコントロールを強化していく必要性が高まっていること から、2010年末時点の職員数は100人となっている。現在の職員数は適切であると考え ており、今後も質の高い人材を確保し、少数精鋭部隊をつくるようにしたい。

Q 日本では、長引く不況といった経済情勢などを背景として、水 道料金の改定(値上げ)は大変難しい状況にあるが、SEDIF では 水道料金の改定はどのようにして行われているのか。

A こちらでは、エネルギー価格や賃金指数等に連動して、四半期 ごとに水道料金が自動更新される仕組みになっている。それ以外の 料金改定には SEDIF 議会の議決が必要だが、料金をどのように設 定するかは、どの程度のサービスと水質を提供するかによる。

新たな投資(新規設備投資、新規サービスの導入等)のために料 金の改定が必要な場合は、住民に十分説明しないといけない。大事 なのはいかに住民に説明し、理解してもらうかである。



フィリップ・ヌッスマン事務総長

設備投資については、EU レベルや世界レベルの衛生ルールの見直しに伴い新たな投資が 必要になることもありうる。例えば、EU 基準により、2013 年までに配管の鉛をすべて除 去する必要が生じたため、予算の半分をそのために当てていたこともあった。

Q 日本で水道料金を改定する際には、議会や住民から、低所得者層への配慮等を求める意 見が多く寄せられるが、こちらではそういった意見はないのか。

⁶ 有収率の定義:「請求対象(メーター)の水量/浄水場を出た水量」

A フランスでは、家計に占める水道料金の比率は、ガスや電気ほどは高くない。それでも、 ガスや電気はしょっちゅう値上がりしているので問題にならないが、水道料金は値上げする とマスコミが騒ぐ傾向がある。今回の契約更新に際しては、低所得者対策として新たな減免 制度を設けた。

Q 有収率を高めるためにどのような対策を取っているか。また、最近フランスのコミューンは国から漏水率の改善等を求められているようだが、SEDIFでは今後どのような対応を取っていくのか。

A 有収率向上のために、漏水の検出(通報、技術者による目視、音調査、水道網の細分化による監視等)、管路の戦略的な更新を行っている。

漏水率対策をはじめ、水道事業は本来コミューンの権限に属するもの。我々は国からの財政支援もほとんどない中で事業運営を行っている。漏水率等の目標設定も本来、国から求められるものではなく、コミューンが主体的に行うべきものと考える。

最後に

今回のインタビューを通して、SEDIFのヌッスマン事務総長からは、自分たちが行った選択(民間委託の継続)への絶対的な自信がうかがえました。その背景には、委託先企業の業務内容を十分に監督できる人材確保や組織体制の構築を着実に行ってこられたことがあるようです。

日本でも水道事業の民間委託の推進や、自治体の国際的水ビジネスへの参入等が話題になっているなか、今後もフランスの水道事業の動向について、注目していきたいと思います。

(山口所長補佐 京都市派遣)